

■ 令和2年度 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第25回全体会

日 時：令和2年10月12日（月）

午後2時～午後4時

会 場：白山会館 大平明浄の間

（事務局）

これより、次第にしたがいまして議事に入ります。

議事（1）「会長及び副会長の選出」に移ります。新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第2項の規定により、委員の互選にて会長を選出いただきたいと思います。ご推薦はありますでしょうか。

（広岡委員）

はい。

（事務局）

広岡委員、お願いいたします。

（広岡委員）

西区自立支援協議会の会長であります海老委員を推薦したいと思います。海老委員におかれましては、入所施設、日中活動系事業、相談支援事業等を運営する社会福祉法人の副本部長をされております。また、この全体会では昨年度まで副会長を務められたという意味でも、適任と思います。以上の理由で推薦いたします。

（事務局）

皆様、いかがでしょうか。（出席委員からの拍手あり）

（事務局）

ありがとうございます。皆様のご賛同によりまして、会長は海老委員に決定いたしました。

ここからの議事につきましては、新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、海老委員に議事進行をお渡しいたしますので、よろしくをお願いいたします。

恐れ入りますが、海老委員は会長席へ移動していただき、ひとことごあいさつをいただきたいと思ひます。（海老委員が会長席へ移動）

（海老会長）

改めまして、ただいまご承認いただきました新潟みずほ福祉会の海老と申します。私は、平成21年から、この自立支援協議会に携わらせていただいております。今ほど広岡前会長よりご紹介いただいたように、昨年までの2期は、この自立支援協議会の副会長として務めさせてい

ただいております。本当に現在、新型コロナでいろいろと制約の多い中で支援をどう展開していこうかというところが非常に大きな課題になっておりますが、そういったところも含めて、皆さんの活発なご議論をいただきながら、足を止めない自立支援協議会、前に進めていく自立支援協議会を目指して、微力ではありますが、協力させていただいて会長の職を務めさせていただきたいと思っております。どうか皆様、今日も含めまして活発なご議論をいただきながら、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

次に、副会長の選出ですが、副会長は、新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱第4条第4項の規定によりまして、委員のうちから会長が指名することとなっております。

私としましては、今年度南区自立支援協議会の会長であります佐藤委員を指名したいと思っております。佐藤委員は現在、日中活動系事業の通所施設であるワークセンターしらはすの施設長を務められており、適任と考えております。

佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

はい。

(海老会長)

ありがとうございます。ただいまご承諾をいただきましたので、佐藤委員には副会長の席に移っていただき、ひとことごあいさつをお願いしたいと思います。(佐藤委員が副会長席へ移動)

(佐藤副会長)

ただいま海老会長から指名いただきました佐藤です。私も、こちらの相談のほうに長くいて、自立支援協議会にも長く居させていただきまして、途中3年ほど、自立支援協議会からは遠ざかっておりましたが、また南区の事業所に赴任して、そこからはまた自立支援協議会に参加させていただきまして、地域課題等、地域で共有させていただいて、新潟市の障がい者の方々にとって、よりよいものになるように進めてきましたが、このたびの大役びっくりしておりますが、海老会長を支えていけるように頑張りたいと思います。よろしくお願いたします。

(海老会長)

佐藤副会長、よろしくお願いたします。

次第にしたがいまして、議事を進行させていただきますので、ご協力をよろしくお願いたします。

議事に入ります。議事(2)「区自立支援協議会の特徴的な取組み・成果及び今後の計画」についてです。お手元の資料1をご覧ください。

これに関しましては、今回は全体会での口頭説明は省略させていただくことを、事前の資料送付文に記載させていただいてあるかと思っておりますので、本日は議事が多く、限られた全体会の

時間を有効に利用させていただくためです。ご了承いただきたいと思います。

事前配付資料に目をとおしていただいているかと思いますが、各区の取組みについて、何かご質問やご意見等ございましたら挙手をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

今期はまだ下半期が残っておりますけれども、各区の協議会の取組みをまた改めてご覧いただいた上で、また活動に関しまして、機会あるごとにご意見いただければと思いますが、今日は特にご意見・ご質問等なければ、次の議事に進めさせていただきます。

続きまして、議事(3)「相談支援連絡会及び各班の活動について」であります。これにつきましては、相談支援連絡会の会長であります本多委員よりご説明いただきたいと思いますが。本多委員、よろしく願いいたします。

(本多委員)

相談支援連絡会の会長をさせていただきます本多です。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さん資料2をご覧ください。私からは相談支援連絡会について簡単ですが概要を説明させていただきます。そのあとに各班及びワーキングの担当者から報告をしていただきたいと思います。

今年度の相談支援連絡会は、四つの課題検討班と、七つのワーキングを設置しております。各班での検討内容を班長・ワーキング長会議で情報共有しています。私自身は、班長・ワーキング長会議に参加させていただいて、各班の進捗状況などを確認しています。必要に応じて助言などもそのときに行っております。今年度の班体制としては、先ほどから話が少し出ていましたが、地域生活支援拠点班を設置して、その中に、拠点機能調整ワーキング、精神ワーキング、入所施設等ワーキングという、三つのワーキングを置いて、障がい者の重度化、高齢化、親なきあとを見据えた地域の支援体制の充実に向けた検討を行っています。

やはりさまざまな課題があって、各区の自立支援協議会や運営事務局会議だけでは解決できないものもたくさんありまして、このような形で地域課題を解決していこうという体制をとっています。

では、各班及びワーキングの担当から、それぞれ5分程度、最初に相談支援体制強化班の人材育成ワーキングから順にお願いします。

(相談支援体制強化班人材育成ワーキング、関川相談員)

基幹相談支援センター秋葉の関川と申します。まず、資料2の3ページをご覧ください。相談支援体制強化班人材育成ワーキングの今年度の活動計画、活動実績についてご報告させていただきます。

人材育成ワーキングでは、平成30年度に作成した新潟市の人材育成ビジョンを活用し、相談支援の質の向上、人材育成のための研修会を継続的に実施していきたいと考えております。平

成 30 年度と令和元年度は、初任者向け研修、現任者向け研修、ブラッシュアップ研修と年間 3 回の研修を実施しておりますが、今年度はコロナ禍によりワーキングの開催時期も遅れたため、初任者・現任者と経験年数によって研修を分けずに、新潟市人材育成研修として 1 回、ブラッシュアップ研修として 1 回、計 2 回の研修を検討しております。

一つ目の研修として、12 月 11 日金曜日、新潟市人材育成研修を実施いたします。この研修は、地域で核となる人材を育成することを目標として、事例検討を行います。また、相談支援事業者向け業務の手引きについて、障がい福祉課指定係より説明していただきます。相談支援専門員が法律上の定義を理解した上で、相談受付から計画案や計画の作成、会議の開催、モニタリングの実施、請求までの一連の流れについて、適切に業務を遂行できるよう、手引きとして示し、相談業務の質の向上を図りたいと考えております。

二つ目の研修ですが、令和 3 年 2 月にブラッシュアップ研修を計画しています。昨年度実施されたブラッシュアップ研修で、障がい児支援者向け研修を実施しました際に、重症心身障がいについて学びを深めたいとの意見が寄せられ、企画・検討しております。

人材育成ワーキングの構成員は、3 ページの表の下に記載しているとおりです。

(本多委員)

資料の順番どおり話していただいて、委員の皆さんにおかれましては、ここで発表・報告が終わったあとに質問の時間を設けたいと思いますので、質問のあるかたは最後によりしくお願いします。それでは、順番どおりお願いします。

(相談支援体制強化班体制整備ワーキング、山際相談員)

基幹相談支援センター秋葉の山際です。どうぞよろしくお願いいたします。まず、資料 2 の 4 ページをご覧ください。相談支援体制強化班体制整備ワーキングの報告をさせていただきます。課題といたしまして、計画相談事業所の整備を挙げております。目標を、身近な地域で相談でき、課題解決できる地域の体制整備を目指して活動しております。

今年度の活動計画は、資料のとおりとなります。上半期の活動は、7 月 9 日に班の全体会と第 1 回会議を実施いたしました。昨年度、相談支援に関する実態調査を行い、100 パーセントの回収率でまとめた結果、一人の相談支援専門員に求められる業務と、こなせる範囲に相当なギャップがあって、経営面や健康面、特にメンタル面の観点からも、この先、新潟市の計画相談事業を安定に継続していくためには、できるだけ早く何らかの改善が必要であることが浮き彫りになりました。

この結果を根拠として、障がい福祉サービスの要となる相談支援専門員が、安心して業務を行える環境を目指して活動を展開していきます。実態調査で、住居地の身近な相談事業所へケースを移管していくことについて、全体の 88 パーセントの事業所が「賛成」、また「どちらか

といえは賛成」という結果になりました。この根拠をもとに、ケース移管の体制整備について検討していくことにいたしました。

まず、これまでの新潟市の相談支援事業の変遷を振り返りますと、新潟市が平成 25 年から平成 27 年度、オールケアマネを目指した当時、まだ相談事業所も少なく、遠方の依頼を受けてきた経緯がありました。そして現在も継続している実態があります。遠方の利用者様のライフステージに何かしらの課題が生じたとき、地域資源の情報不足やネットワークがないこと、また長時間の移動時間を費やすことで、利用者様に対して不利益が生じることもあり得ます。そこで、身近な事業所に引き継ぎたいと思っても、具体的な方法が分からない、困難ケースは引き受けてもらえないのではないかという声も聞こえてきています。本来は、目標にありますように、困難ケースほど身近な地域での検討と解決が重要になりますので、スムーズに引き継いでいくための具体的な方法が分かれば、何かしらの手助けになるのではないかと思って進めております。

次に、9 月 15 日、第 2 回の会議では、たたき案の流れについて、何かしらの定義が必要だということで、事業所側の意向だけで安易に移管することがないように考えていく必要があります。また、福祉のしおり一覧の記載内容の「サービス提供地域」の部分限定して記載してはどうかという意見もありました。そこを障がい福祉課に確認した結果、各事業所の運営規程の内容とリンクしていることが分かり、変更は難しい状況であることを知ったところです。今後、計画に沿って進め、12 月 11 日の人材育成研修での提案を目指しております。

最後に、ワーキングの構成メンバーは記載のとおりです。

(権利擁護班、田名部相談員)

基幹相談支援センター東の相談員の田名部です。権利擁護班の報告をさせていただきます。

まず、課題に挙げたのが、市障がい者虐待マニュアルについて、実態に沿った検証を進めていくこと。虐待防止ネットワーク会議開催に向けての働きかけを含めた方策を検討すること。成年後見制度に関する相談、成年後見制度申し立て支援を検証するということで、今年度の活動の目標といたしましては、市障がい者虐待防止マニュアルのファイル化を目指し、全区で共通活用できるように取組みを行う。市障がい者虐待防止ネットワーク会議開催に向けて取組みます。最後に、成年後見制度の重層的な相談支援体制図を実態に近い形ですり合わせを行うというような形で活動を行っております。

活動計画は、記載されたとおりとなっております。

活動実績ですが、1 番目に新潟市における障がい者虐待防止対応システムの整備についてということで、高齢者虐待防止マニュアル新潟市版を参考にして、市障がい者虐待防止マニュアルの最新版を編成し、全区で共通活用できるように取り組んでいく予定です。

2 番目に、新潟市障がい者虐待防止ネットワーク会議については、新潟市でどのような形で連携機能を果たしていくかということは今後も協議を重ねていく予定であります。

3 番目の、成年後見制度に関する相談と成年後見支援についてですが、9 月 3 日の第 2 回会議において成年後見センターと情報共有を行っておりまして、その中で成年後見センターの実情として、利用人数が増えているが受け皿が小さいという状況がありました。引き続き、基幹相談支援センターが市成年後見センター指定特定相談支援事業所との連携のもとで、どの基幹相談支援センターでも均一的な成年後見初期相談（申立て支援等）に対応できるように取組みを継続していきます。

最後に、セルフアドボカシー支援の啓発についてですが、各地域・各事業所で講座活動ができるように keep safe インストラクター研修を受講しております。令和 2 年 10 月 21 日から keep safe（性加害者を対象とした長期プログラム）を実施予定であります。権利擁護班の班員もプログラムに参加いたします。

keep safe for チェンジ（多様なトラブルを対象とした短期プログラム）を地域のサービス事業所向けにセッションプログラムの講師を依頼があれば実施していく予定であります。

班員は記載のとおりになっています。

（療育等支援班重心ワーキング、川本相談員）

6 ページの療育等支援班重心ワーキングを担当いたします、基幹相談支援センター中央の川本と申します。よろしく願いいたします。重度心身障がい児者の方々の医療的ケアであったり、利用できる資源の少なさといった課題については、これまでも地域の自立支援協議会の中の課題でこの点があったかと思えます。ですが、なかなか解決できず、残されたまま経過していた経緯がございました。今年度、初めて重心ワーキングといたしまして立ち上げて検討を始めております。

課題としまして、重心について学ぶ機会が少ない、医療的ケアを行える事業所が少ない（レスパイトなど）ということで、目的としまして、重心について学ぶ機会をつくる。これにつきましては、昨年度、計画相談事業所向けのアンケートにおきまして、重心についてしっかり学びたいという声が多く聞かれましたので、このことを考えて計画をしたいと思えます。

課題に取り組む中で、かかわる人たちが自分のところは何ができるかと自分事として考えるということで、実際、中央区の自立支援協議会の中で、地域医療連携ステーションのかたから、高齢の施設を重心のかたの支援への活用というところの、自分のところで何ができるだろうという意識の変革というところが、どんどん進んでいけばいいというお話が出ています。そういったことを含めまして、7 月 22 日に第 1 回の会議を開催いたしました。ここでは、重心の課題の共有であったり、既存の資源を活用したレスパイト、緊急時のショートステイが利用できる

環境の整備、医療・高齢施設利用の際に必要な提出書類の整備、重心に関する研修の開催について、今後、行っていくというところで内容を確認しております。

班員は、記載のとおりでして、主に病院の関係のかたにお集まりいただきまして検討しております。

(療育等支援班児童体制ワーキング、貝沼相談員)

続きまして、療育等支援班児童体制ワーキングの報告をさせていただきます。基幹相談支援センター西の貝沼と申します。よろしく申し上げます。

一昨年、相談支援体制強化班で、児童の研修を新潟市で初開催させていただいたところで、かなり高評価を得た研修となりました。併せて今年度、療育等支援班できちんと児童の今置かれている新潟市の課題を共有し、解決に向けて一歩進めるためのワーキングという形になります。集まっていた班員は、資料にあるメンバーで集まって話し合いをさせていただいております。

課題ですが、1 番目に障がい児の相談支援事業所のスキルにばらつきがある（支援する人のセンスや力量が問われたり、児童の発達の理解や家族への支援、かかわりを学ぶ機会がない）という課題が挙がっています。

2 番目ですが、関係機関との連携（早期発見、早期対応、療育支援について）が、なかなかとりにくいこと。児童になるとライフステージで言うと 18 歳までという形になりますが、さまざまな関係機関が複合的に支援として体制が入ってきますので、この 18 歳までの関係機関というところの連携がとても重要だと思われまます。

3 番目ですが、途切れない支援の在り方を検討する場がないこと。

4 番目ですが、福祉サービス利用の際の流れが、少し新潟市で課題があるのではないかとということが挙がっております。具体的に申し上げますと、親御さんたちが児童発達支援事業、あるいは放課後等デイサービスの利用を希望していると、まずは事業所を決めてから区役所で手続きをしてくださいという流れに今現在なっているのですが、実際にはお子さんにとってどういったサービスが必要で、どのくらい必要なのだろうかというところ、今のお困りのところは何なのかという一番最初の相談支援をしてスタートしていくというところが、なかなかできていないかなというところで、この四つの課題が出ました。

今年度、活動目標としては二つ。一つ目ですが、児童の計画相談支援事業所、児童に関するサービス事業所等向けの研修の企画を昨年行わせていただいたのですが、これを毎年継続できないだろうかという話し合いをしております。2 月に児童支援者向けの研修をやる予定にしております。

二つ目ですが、「各区の自立支援協議会に療育に関する部会を立ち上げ」と書かれていて、先

ほど各区の、読み上げはしませんがというところで、前段、各区の活動の特徴ということで出させていただいたところを見ていただくと、児童に関する部会を立ち上げていこうという動きになっております。少し連動して、地域でやるべき課題と研修、市でやるべき課題と研修というところで、少しずつ整理をしていく必要があるかなと思っているところです。

資料に記載がされていないのですが、1月8日に障がい児相談支援事業所連絡会というものを立ち上げて、これも定期的に毎年継続してやっていけるといいなという話し合いが挙がっております。まずは1月8日と2月19日という日にちが決まったところです。

(地域生活支援拠点班拠点機能調整ワーキング、肥田野相談員)

基幹相談支援センター秋葉の肥田野と申します。よろしくお願いたします。私から、資料2の8ページ、地域生活支援拠点班拠点機能調整ワーキングの活動について報告いたします。

拠点機能調整ワーキングですが、昨年度の緊急相談班の流れを汲み、今年度発足したワーキングです。昨年度の流れを引き継ぎ、二つの課題について今年度は取り組むこととしております。その課題の一つ目が、地域生活支援拠点等事業の認知度の向上、二つ目が不足している機能の整備・拡充です。

その課題に対する活動目標ですが、すでに満たしている相談機能、緊急時の受け入れ機能については強化を目指す。不足している体験機能、専門的人材の確保・養成機能、地域の体制づくり機能については整備を目指すという二つの目標を設置しております。

活動計画は、資料に記されているとおりです。1回目のワーキングにおいて、先ほど申し上げた課題の確認と活動目標の設定を行っております。その中にはやはり地域生活支援拠点等事業にしてはまだ低いということが確認され、8月に認知度向上や、新潟市の拠点整備の現状と今後の方向性というものを共有するために、各区の協議会にワーキングメンバーが参加して、地域生活支援拠点等事業に関する説明を行いました。

各区の説明を受けての反応ですが、質問も多く寄せられ、前向きに検討していただいているところもあります。事業の概要について、再確認、また地域生活支援拠点等事業の登録の流れについても改めて知るきっかけになったと思っております。

ただ、まだ検討段階や整備方向などで疑問等も生じると思います。引き続き、地域課題と照らし合わせた地域生活支援拠点等事業の整備を新潟市や各区の協議会とともに協力して検討、整備のサポートをしていく予定としております。そのために、各区の協議会には整備状況やワーキングの進捗について発信し、検討の際の参考にしていただければと考えております。そして、区としても市としても地域生活支援拠点が充実してくることを目指しております。

次に、9月には第2回目のワーキングと拠点機能の緊急時の受け入れ、対応機能を担っている協定6事業所と「らいとはうす」、新潟市、ワーキングによる今年度1回目の新潟市障がい者



夜間休日相談支援事業連絡調整会議を開催しました。連絡調整会議の中で、特に今年は新型コロナウイルスの影響もあり、受け入れ対応についての意見交換がメインに行われました。感染防止に備え、環境の調整などで協定事業所のほうには配慮していただきながら対応している状況です。まだ完全なる収束が見えない中で、連絡調整会議を継続して開催し、対応の共有や連携体制等、何より地域生活支援拠点としての機能強化に努めていく予定としております。

班員は、記載されているとおりです。今後の整備方針について障がい福祉課の入山副主査より補足をお願いいたします。

(地域生活支援拠点班拠点機能調整ワーキング、障がい福祉課事業担当者)

障がい福祉課給付係の入山と申します。私からは拠点機能調整ワーキングでの検討を踏まえた整備方針についてご報告させていただきます。資料2の9ページの下段をご覧ください。まず、地域の体制づくりの機能の整備についてですが、各協議会における地域の社会資源とネットワークづくりの取組みを基幹相談支援センターが事務局に参画しながら継続していくことや、協議会全体会、運営事務局会議、相談支援連絡班を通じて継続的に協議していくことを位置づけていきたいと考えております。

また、体験の機会、場の提供の機能の整備についてですが、今後、基幹相談支援センターが担当区にあるグループホームの状況を定期的に把握し、区や計画相談事業所との連携により、適切な体験利用等につなげる取組みを実施し、位置づけていきたいと考えております。

さらに、資料には記載がありませんが、本市では平成27年度より強度行動障がいの支援者養成事業を市単独予算で実施しております。この取組を専門的な人材の確保、養成の機能の整備として位置づけていきたいと考えております。

(相談支援連絡会副会長、竹田相談員)

続いて、精神ワーキングの報告に入りたいと思いますので、10ページをご覧ください。本日、精神ワーキングの基幹相談支援センター担当の志賀、丸山の両名とも欠席でございますので、相談支援連絡会の副会長を仰せつかっております基幹相談支援センター西の竹田が代わって報告させていただきます。

精神ワーキングは、昨年度、地域移行班に入所等ワーキングと精神等ワーキングということで設置し、精神科病院からの地域移行、それから入所施設からの地域移行という形で論議してきたものを引き継いで、今年は地域において安心安全に老いていくまで暮らしていける体制整備を司る地域生活支援拠点の中の一つの役割と位置づけとして精神ワーキングという形での活動を展開しております。

課題としては三つ挙げております。一つ目に地域の事業所の精神障がい者への対応スキルの

向上。二つ目に長期入院の高齢精神障がい者の地域移行について取り組むこと。三つ目に保健、医療、福祉の連携強化ということです。

この精神障がいという課題については、精神疾患に対しての保健医療分野、それから障がいに対する障がい福祉分野という2分野の側面を検討していくことが必要になります。今年度から精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場が持たれることとなりました。こちらは新潟市こころの健康センターが主となり開催されます。来月11月が初回の開催の予定となっております。こちらのほうが保健医療分野に軸が置かれた協議の場という形になるわけです。

一方で、自立支援協議会が障がい福祉を軸に展開される場ということを整理して考えていただければと思っております。

この計画を10ページで見てください。今年は長期入院の高齢精神障がい者の地域移行について、地域移行が進まない現状の把握、解決方法を検討するということが1点。2点目に、障がい福祉サービス事業所向け、介護保険施設職員向け研修や弁護士会との事例検討会などをおし、地域の支え手強化を図るということを目的に活動を行ってきております。

今年の活動を通じて、ケアマネ向けの精神障がいガイドブックのような手引きを、このワーキングで作成できればということを目途に活動を展開しているところです。昨年度、一昨年度にまたいで、精神科病院へのアンケートの実施をしたのですが、病院からの退院先が介護施設になっているとの結果がありました。退院先を病院で調整する中で、精神障がいを理由になかなか受け入れが難しいことがあるとの回答がありました。そこで、今年度の活動の一つに当事者、家族の高齢化をテーマとして、地域包括支援センターと精神科病院とともに検討していくということになりました。以上、今年度の精神ワーキングの現在までの進捗状況の報告を代読で行っていきました。

続いて、入所施設等ワーキングの報告です。

(地域生活支援拠点班入所施設等ワーキング、坂井相談員)

基幹相談支援センター中央の坂井と申します。11ページをご覧ください。地域生活支援拠点班入所施設等ワーキングです。課題を大きく三つ挙げております。一つ目は、入所待機者の解消。二つ目、重度化高齢化を見据えた住み慣れた場で暮らすための地域づくり。三つ目、強度行動障がい者等、対応が難しいかたの受け入れ先の拡充としております。

課題に対する活動目標です。入所待機者の状況把握・分析を行い、困りごとの軽減、支援力の向上、不足している社会資源の分析、開発を模索していく。としております。

活動実績ですが、昨年度は障がい者入所施設から高齢者施設への移行の難しさ(要介護認定の問題、高齢者施設の受け入れ先の問題等)、高齢者施設の職員のかたが障がい者への支援のス

キルがあまりない、学ぶ場もあまりなかったということで、なかなか受け入れるのに不安があるなどということを共有いたしました。ですが、市内で数例、高齢施設に移行している事例もありますので、検証を行っていくことを確認しております。今年度は、入所待機者の実態把握としまして、令和2年12月から令和3年1月頃の期間で、基幹相談支援センターが計画相談事業所に対して入所待機者の状況を把握するための聞き取り調査を行うことを決定しております。

聞き取りの目的は、資料に記載のとおりです。

班員も資料に記載してあるとおりです。よろしくお願いいたします。

(本多委員)

皆さん、ありがとうございました。かなりいろいろな地域課題があつて、細分化されているように思われるのですが、地域課題によっては、本当に分野が横断的というか、いろいろな、ほかの班やワーキングと連携しながらやらなければいけないものもあるので、縦割りではなくて、横のつながりをもって今後も活動していきたいと思います。私からの報告は以上です。

(海老会長)

本多委員並びに各基幹相談支援センターの皆さん、ありがとうございました。多岐にわたつての報告になっていたかと思います。ここで委員の皆様よりご質問・ご意見等を頂戴したいと思いますが、どなたかご質問あるかたは挙手をお願いしたいと思います。富田委員、お願いします。

(富田委員)

二つ質問がありまして、一つ目が療育等支援班のほうですけれども、コロナで休校がずっと続いて、大変な状況だと思うのですけれども、本当に放課後デイを使いたいという人が断られてしまって、親御さんがすごく苦しんでおられて、本人がいちばん辛いのでしょうか、親御さんも辛かっただろうと。見てくれる放課後デイはあるのだけれども、やはり支援員のスキルにばらつきがあるので、うちでは見られませんかと言って断られるところが多かったということなので、研修をされているということはすごくいいなと思ったのですけれども、情報や横のつながりはどうなのかなという、例えば大変なお子さんというものは、多分、情報としてなんとなく皆さん分かると思うのですけれども、このお子さんはこうするとパニックをすぐ起こしてしまうよとか、逆にこういうことをするとすごく落ち着いたとか、そういうことを皆さん放課後デイの事業所同士で共有してもらおうと、どこでも見やすくなるのではないかなということと、月曜日はうちが見るとか、水曜日はうちが見るとかというふうに協力してもらえると、本当に強度行動障がい児への支援は大変だったので、改善していけるのではないかなと思います。

した。

せつかく教育委員会の先生がいらっしゃるの、なかなか聞けないことを聞きたいのですけれども、保護者の中での素朴な疑問で、先生になる前の教育学部の中に、教育実習というものがあると思うのですけれども、その教育実習で、通常学級にももちろん教育実習に行くと思うのですけれども、特別支援学校に行く期間を、もう少し長くしてほしいよねということは、よく出ます。特別支援学校だけではなくて、グレーゾーンのお子さんにとってもすごくその先生の強みになると思いますし、例えば単位を多めにするとかという感じで、どうにか特別支援の子どもに接する時間が増えるようにできないかなと、保護者の間ではよく言っています。

先生になって、通常学級しか見ていない先生が、例えば特別支援学校に初めて行くとなったときに、何か研修みたいなものがあるのかなということ、よく話しています。特別支援学校に行くと、1日目から、やはり生徒にとってみればプロの先生ですし、親にとってみても、やはりプロの先生なので、少しでも特別支援の勉強をされて、そして着任していただけるとすごくスムーズだということはお話ししていますので、ぜひお願いします。

(海老会長)

富田委員、ありがとうございます。まず1点目の大変なお子様の受け入れについて、それぞれ事業所同士で共有したりしている部分があるのかどうか、スキルに差が生じないように、こういった取組みがあるのかという内容でよろしかったでしょうか。貝沼さん、お願いします。

(貝沼相談員)

ありがとうございます。本来、一人のお子さんがサービスを利用しますとなると、相談員が利用している事業所全員が集まって会議を行うということが原則というか必須なので、使っている事業所と、このお子さんの特徴については、その会議でみんなが共有したり、なかなか共有が難しい案件に関しては、会議といっても頻回はできないので、共有するためのツールを作り出そうとかというふうにアイデアを出して、当然、そこには学校や教育の現場がお子さんにとっては週5使っている教育現場も含めての療育が必要になってくるので、そういった会議を本来は開いているはずだと思っています。

まず、その部分で言うと、やはり相談支援事業所の相談員によって、ばらつきというか、特にお子さんの発達や地域連携や家族の支援という三本柱で考えていこうという相談事業所だといいなと思っているのですが、その辺が少し新潟市はやはり薄かったなと思っています、先ほどいただいたところをきちんともう一度見直していかなければいけないなと思っていますところ、

もう一つ、実は児童等とつくと、結構いろいろなネットワークというものが混在しているので、放課後等デイサービスのネットワークはネットワークでありますし、児童発達には児童発達

のネットワークといって年に何回か集まったりして共有しているものが意外とたくさんあるのです。そのあるものを、同じものを作るというよりは、そこと少しネットワークとしては共有しながら市の課題を整理していきたいと思っていたので、先ほど言った横のつながりというか、そういったものを少しずつ大事にしながら蓄積していきたいなと思いました。ありがとうございます。

(海老会長)

まず1点目はよろしかったでしょうか。次の学校支援課から特別支援学校に着任するにあたっての単位を増やしてはどうかとか、そういったシステムになっているかどうか、研修等はどうなっているのかというご質問です。お願いいたします。

(教育委員会学校支援課指導主事)

学校支援課の岡田です。まず、実習なのですけれども、大学の単位認定なので、大学が決めてやっているのです。だから私たちが何を言ってみようもないのですが、ただ、私が教育実習に行っていたときよりも、はるかに特別支援学校に行く機会は、少なくとも新潟大学の場合は増えていると思います。というのは、改正後の単位点というものがあって、多分、どこの大学も入っていると思うのですけれども、福祉施設ないしは特別支援学校に足を運ぶということになっていると思うので、以前よりは支援が必要なかたについての知識や、かかわれる機会は少しずつ増えているのかなと思います。私は富田さんの意見に賛成で、少しでも多く来ていただいて、いろいろな子どもがいる、またその理解をどうするか、その辺について支援を重ねていくということ、なる前に経験できると本当にいいことかなと思います。

2点目なのですけれども、特別支援学校に行って初日なのですが、今、実は新潟市は特別支援学校というか、特別支援教育採用というもので、採用先から分けているのです。まず、特別支援学校で採用されたかたは特別支援学校からスタートで、もちろん通常の学校から来るかたもいるのですけれども、免許を優先しているのです、免許のあるかたが来ることが多いと思います。なので、まったく知らない人が来ることは、今の新潟市ではあまりないと思います。

危惧されている1日目からということは、これはもちろん初任者もそうですし、私も初日からなのだなと思っていろいろ考えていることもあって、そのときに特別支援学校はチームワークと、かなり専門性の高い管理職が行っていますので、日々の授業の中で保護者のかたと連携しながら個別指導計画を作りながら支援にあたっているというところで、今言われたご心配のところは、その都度、言っていただければ、以前よりは改善しやすくなっているのかなと思いますので、そこら辺のところは教育委員会としてもサポートして、あとは毎年、東と西の特別支援学校を回っていますので、ご心配のようなことが起きないように、私たちでもサポートしていきたいと思います。

(海老会長)

富田委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。少し話がずれますけれども、高校の教員の採用になりますと、私どもの入所施設のようなところに体験実習に、実習生が3名くらいの組になって、1日だったと思いますけれども体験で学んで、福祉施設を知っていただくような機会を設けているような事例もあるようですので、付け加えさせていただきます。

高井委員からも質問が出ていたかと思えます、お願いいたします。

(高井委員)

ワーキングの説明、ありがとうございます。さまざまな地域課題に対して細分化されて、スケジューリングのもと進めていただいている、非常に説明も分かりやすかったです。

その中で、私が少し、質問というよりは意見になるのですが、ページで言うと4ページ、相談支援体制強化班体制整備ワーキングについてお話をさせていただければと思うのですが、先ほどの報告の中で、今年度のワーキングの活動としまして、ケースの移管というふうな体制整備を整えるという話がありました。これも私の感想ではあるのですが、賛成です。特に8年前くらいでしょうか、計画相談でオールケアマネという体制をしなければいけない、地域で生活するお一人に、一人の相談支援専門員をといるところで、相談支援事業所に頑張ってもらっていて、だいぶ安定期に入ってきたと。その中で出てきたのは、その波が超えたあと地域で事業所を立ち上げた相談事業所の相談ですが、やはり立ち上げたからには多少のリスクを負ってでもサービス利用契約を結ばなければいけないということで、かなり新潟市内全体を駆け回っている相談支援専門員を受け手側として目の当たりにしてみて、結構、大変なのだという感想を持ちました。については、やはり一相談支援専門員のメンタルヘルスという観点からも、整理できるところは整理したほうがいいのではないかなと私も思っております。

ただ、ここで少し心配なことがありまして、例えば私どもも法人で相談事業所を持っていますが、やはり地元の相談事業所をつけましょう、移管させましょうといったときに、少し心配なのが、同法人のサービスを利用している利用者に、その相談事業者がつくということ。ここが私が心配しているところです。なぜかという、私の好みなのですが、私は基本的にメイプルかめだに来てくれる相談事業所は、法人の相談事業所ではないほうがいいなと思っています。ほどよい緊張感でチェックをされながらサービスを提供する環境が保てるというところがあります。ただ、これを完全に新潟市内全体に敷くということは難しいと思いますので、第一優先はケースの移管ではなくて、そもそも根底にある利益相反であるとか、利用者のかたの権利擁護というところを踏まえたいと進めたいと思っていますし、仮に移すのであれば、その中でしっかりと相談事業所から第三者的立場というところでのチェック機能を持っていること、あとは利用者の代弁者として、サービス等利用計画であるとか、そう

いうもので関係者にもものを伝えられるという体制をしっかりと作れるという覚悟のもとで、この移管をしていただけると非常にいい環境になるのではないかなと思っています。

(海老会長)

ありがとうございました。この相談支援体制強化班につきましては、私も特に質問がなければ高井委員に確認をしたかったなという部分で、まさしく今、おっしゃっていただいた内容そのものなのですけれども、確かに同じ同一法人が計画相談を担うというところの、いい面、悪い面といいますか、そういった部分があるかと思えますし、今ほどあったようにメンタルの部分が、例えば相談支援事業所の横の連絡、つながりの中で、今は事業所も多少増えてきて、中には一人職場と言われる部分もポツポツと散見はされるのでしょうか、その辺の手当てといいますか、そういったところは何か補足の説明はございますか。基幹相談センター秋葉の山際さん、いかがでしょうか。

(山際相談員)

貴重なご意見どうもありがとうございました。おっしゃるとおりだと思っています。今後、意見を踏まえて進めていきたいと思っています。

今、海老会長からいただいた一人相談員事業所の課題について、新潟市では一人相談事業所が大変多くなってきていますので、その質について、こちらも課題として当たっていているところです。各エリアで一人相談員事業所の育成を目指して、基幹相談支援センター秋葉では各区でケース検討等を行い、一人の相談事業所を孤立させない、質を向上させるということで、みんなでその向上を目指して取り組んでいるところもあります。これが全市に広がって、各エリアの中で、こういった課題を解決できたらいいなと思っているところです。また今後、それも踏まえてよく検討を進めていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

(海老会長)

ありがとうございました。ほかに、委員の皆様から。坂詰委員、お願いします。

(坂詰委員)

在宅医療・介護連携ステーション南の坂詰です。10 ページの提案です。ここに課題で、「保健、医療、福祉の連携強化」とあるので、医療が出たので坂詰が何か発言しないといけないと思ったので発言するのですが、第7次医療計画で、医療的ケア児のことが挙げたということがあって、各区の自立支援協議会にステーション事業を委託された職員が配置されていると思うのですが、ここで言う医療というものは、精神だけの医療ではなくて、ほかの医療のことも多分、踏まえていらっしゃるのではないかなと思ったので、できれば班員の中に各区のステーションというものがあるのですが、それを束ねる形で連携センターというものが新潟市保健所にあるので、センターでも我々の責は医療と介護の連携というところなのですから、

やはりその中でも障がいのあるかたの内科的疾患の場合の入院だとか外来だとかということは、非常に問題になっていたのも、ぜひ、センターには了解を得ていないのですけれども、センターの職員をメンバーに入れてもらって、そういう協議の場をしていただいたらいいなという提案でございます。今日は代理で竹田さんが出ているのでコメントはできないとは思いますが、ぜひ提案でございますので、よろしくお願いいたします。

(海老会長)

提案について、何かコメントできますか。

(竹田相談員)

今年の精神ワーキングは、こころの健康センターでの地域包括システムの会議に参加しているのですが、そちらの中で実態的な内容については詰めていく形になると思いますので、その辺はこころの健康センターでも、新型コロナウイルス感染症の関係で来月に会議がずれ込んだのですけれども、そのことを含めて検討していく形にしていければと思います。これはあくまでも精神の関係ですので、療育支援のほうの中には、こういった形での連携として委員が一人入っております。

西区の自立支援協議会ですけれども、地域生活支援拠点の班会議の中の新型コロナウイルス感染症対策特別会議というものを予定しているのですけれども、こちらでも在宅医療・介護連携ステーションが、西の場合は1と2があるのですけれども、こちらの委員のかたに参加していただいて、さらに連携を深めていこうという対策をとっています。

(川本相談員)

今、地域医療連携の方々に参画いただいたほうがいいという話についてですが、今年度立ち上がりました重心ワーキングには地域医療連携室の中央の担当のみどり病院のかたが参画してくださっております。

(海老会長)

ありがとうございます。

医療機関も入っているということで、検討も含めてやっていただけるということです。

続いて、山本委員からお願いいたします。

(山本委員)

にいがた温もりの会の山本です。

10 ページの精神ワーキングのところなのですが、ケアマネの向けに、「精神障がいガイドブック」のような手引きを作成する予定があるということなのですが、なぜケアマネ向けなのか。当事者向けというか、広く一般的に見れるものは考えていらっしゃるのかと思うのですけれども、その理由を知りたいと思います。



(貝沼相談員)

今回、ケアマネ向けのガイドブック、手引きを作ろうということなのですが、入院していたりする高齢の障がいの方々が地域移行しようとしたときに、精神障がいをお持ちだということではなかなか受入れの最初のところがうまくいかないという課題が明らかになってきたということでガイドブックの作成をしていこうという流れになっていて、今年度の精神ワーキングなのですが、班員が随分少ないと思われませんが、課題に応じて病院のケースワーカーとか精神の地域活動支援センターの人などを集めたり、その都度、課題に応じて変えていくという形になっているので、核になるところの健康センターと基幹の二人のメンバーしか記載していないのですが、実は、ほかにも、メンバーがいっぱいいます。今年度はケアマネ向けにということで、課題が明確になったところから一つひとつ取り組むという話を聞かせてもらっています。

(川本相談員)

補足させていただきます。3障がいと一緒にいる前に、精神障がいのかたのサービスの一覧が福祉のしおりと別に作成されていたものがありました。それは実はとてもいろいろな、家族会であったり、フォーマルだけではないインフォーマルな資源も記載されていて、とても分かりやすい資料だったと思うのですが、現在、3障がいと一緒にしまったので、あの存在がなくなってしまったというところで、入院されているかた、施設にいらっしゃるかたが地域に移行しようとしたときに、それを調整する側が資源であったり地域のことを知らずにいらっしゃるというところの課題が一つあります。昔あったあれはよかったよねというものをもう一度見直して作成できたらいいなという話からこの話が出ているところであります。山本委員の、当事者のかたにももっと広げたらいいのにというところは持ち帰って、ワーキングのメンバーにも伝えたいと思います。

(山本委員)

ありがとうございます。精神障がいの等級というものは診断書を出すたびに変わることがあります。ですので、その辺の違い等も出てくるので、サービスを利用するときに活用できるものがあつたほうがいいなと思いました。よろしくお願いします。

(海老会長)

貴重なご意見として頂戴いたします。

まだまだご意見がおありのかたもいらっしゃるかと思いますが、各班の報告につきましてはここでいったん終わります。ここで5分間ではございますが休憩をとらせていただきます。3時40分にお集まりいただきたいと思います。

(休憩)

(海老会長)

時間になりました。

次の議事に入る前に、先ほどの関連も含めてになりますが、広岡委員よりご意見をいただきたいと思います。

(広岡委員)

先ほど各班の課題の中にもあったのですが、療育等支援班での関係機関との連携について、このところ私もずっと悩んでいたことなのですが、各区の自立支援協議会でもやっていますし、支援ファイルを作ってやっているところもあるのですが、私どもがずっと思っていたのが、サービス等利用計画も作っていますし、個別支援計画もあります。学校とのつながりが非常に大事だと思うのですが、その中で、学校も個別の教育支援計画を作られていると思います。それを見せていただくような形で、個々のつながり、個々にあった支援ができるような体制づくりをしていきたいと思うのです。先般東区の療育班で東特別支援学校の先生も、親御さんの同意が得られれば、どうぞ見てくださいと言われたのですが、以前、学校や親御さんにも話をしたら、これは個人の持ち物なので難しいですねと以前は言われたのですが、今の状況でどんななのか、学校の先生である本山委員に、現状をお聞かせ願いたいと思って質問させていただきました。お願いします。

(本山委員)

今、どこの特別支援学校でも支援学級でも個別の教育支援計画を一人ひとりのお子さんに作っています。学校としても、学校内だけではなく内外の関係機関で活用できるようにという思いで作成しておりますが、持ち主と申しますか、保護者の持ち物というスタンスで作らせていただいて、保護者のかたにぜひ関係機関で活用してくださいというお声がけはしたりしなかったり、学校にもよるのだらうと思うのですが、そういうことで作っておりますので、保護者のかたにそれぞれ関係する事業所から、こういうものを作っていると思うのだけれども見せてもらえますかと言ったら、保護者のかたが、それを見せるなり、コピーをお渡しするなりできるようになっていくといいのではないかと思います。学校もそのように活用してくださいという保護者への啓発をもっとやっていくべきだと、ついこの前、校内でも話していたところです。例えば当校の校内で放課後等デイサービスをやっている事業所には、あらかじめ保護者のかたにまとめてコピーをお渡しするという了解を得ていて、そのあたりは保護者を通さずに学校からまとめてコピーをお渡しするというような流れもできておりますので、うまく情報を共有できるような連携のシステムをほかの事業所などともとっていけるように考

えていければいいのではないかと思っているところです。

(海老会長)

ありがとうございました。学校側で作られた個別教育支援計画等も活用していただけるように、学校からも保護者のかたに伝えていただきたいと思います。これは10年くらい前から、西蒲の特別支援学校の先生とそのような話をしたことがあって、共有できるといいねというようなどころがありました。これが今回のご意見によって進めていければいいのではないかと思いますので、その辺も活用していけるような流れを作っていきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、(4)「運営事務局会議における検討状況について」に移りたいと思っております。運営事務局会議は年4回開催されております。これにつきましては、基幹相談支援センター西の竹田相談員より説明をお願いします。

(竹田相談員)

時間がかかり押しておりますので、少し省略して報告させていただきたいと思います。資料3をご覧ください。

今ほど会長からお話がありましたように、運営事務局会議は年4回開催しております。すでに本年度7月7日と9月8日と2回開催しておりますが、本来ですと6月までに各区の自立支援協議会の1回目が開催されて、その議事内容が集約され1回目の7月7日の会議が開かれます。8月の2回目の自立支援協議会の各区のものを集約して、この前の9月8日が開かれるという立てつけになっているわけです。今年は新型コロナウイルス感染症の関係がありまして、第1回目の区の自立支援協議会が開催されたなかったところ、文書開催になったところ、簡易開催になったところそれぞれまちまちでございました。具体的な各区からの課題といったものが実際には上がらなかった中で、今年は2回の会議という形で開催されています。

昨年度までの検討課題ということで四つ、これは継続した形で、まだ課題解決ができていないということで挙げてあります。一つ目は、入所待機者の解消について。これは北区自立支援協議会からの課題として挙げてきたところです。二つ目に、重度化、高齢化を見据えた住居機能について。これは西区自立支援協議会からです。三つ目に、セルフネグレクトについて。これは北区自立支援協議会からです。四つ目に、支援に特段の困難をかかえるケースの受け入れ先についてということで、これは西区自立支援協議会からです。いずれも今年度新しく設置されました地域生活支援拠点班の中の入所等ワーキングや拠点機能調整ワーキングのほうで検討し、障がい者虐待問題については権利擁護班のほうで検討するというような形で割り振りをして、具体的な課題についてどのような対応をしたらいいのか、どういった対策を備えたらいいのかということ各班で鋭意検討していただいている状況です。

今年度新しく加わりましたのが、今年度の検討課題でNo.1、No.2 という形で挙げられているものになります。まず一つ目に強度行動障がい児の受入先について。これは東区自立支援協議会からあがってきました。課題の概要は、強度行動障がい児の学校卒業後の通所事業所の受入先が見つからないケースが基幹相談支援センター東で増えているということでございました。この辺については、昨年度の検討課題の No. 4 にも通じる問題でありますので、地域生活支援拠点班の拠点機能調整ワーキングと入所施設等ワーキングでさらに検討を続けていこうという話になっています。一方で、支援困難ケースについては継続したケースワークが不可欠であることから、区担当者と相談支援専門員などとの連携強化を要請していくという形で整理させていただいております。まさにこれからの課題です。

二つ目に、強度行動障がい及び触法ケースに特化したグループホームについて。これは中央区自立支援協議会から提案を受けています。概要としては、障がい特性が強く、市外の障がい児入所施設に入所している児童が 18 歳になる際に、市内の障がい者支援施設への入所を希望しても施設に空きはなく、市外・県外の施設やグループホームにお願いしているなどのケースが複数発生しているということで、具体的に中央区のほうで一步踏み出して、いくつかの法人から職員を出して、困難な方々を受入れる受け皿を作っていってどうかという問題提起がなされております。これにつきましても地域生活支援拠点班の拠点機能調整ワーキングと入所施設ワーキングで具体的にどういう可能性があるのか検討していこうという整理をさせていただきました。

以上、運営事務局会議の報告を終わります。

(海老会長)

竹田相談員、ありがとうございました。運営事務局会議では特に、例えば入所待機者の解消についてという課題一つとりましても遅々として進まないといえますか、長きにわたって検討を続けているという課題もございますし、タイムリーに今の触法ケースであったり、行き場のないかたの受入れをどうしていくのだというところ、困っているかたの対応が急がれるところでもあります。ですので、今回再編された地域生活支援拠点班が非常に大きな役割を持たざるを得ないと思っているかと思えます。

委員の皆様から、今ほどのご説明についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(大滝委員)

今年度の課題のところに強度行動障がい児の受け入れ先と、強度行動障がい児及び触法ケースに特化したグループホームとございますが、受け入れられる事業所もあると思うのですが枠がないと。枠がない限り受けられないと。ただ、スキルを持っている事業所は市内にたくさん

あると思うのです。そういった中で受け入れの枠がないというのは民間の事業所としては限界があるかなど。新潟市内の中で検討していく大きな課題ではないかと思っております。なかなか難しい問題ですが、ワーキングもございますので、その中でもいろいろと検討していきたいと思っております。

(海老会長)

大滝委員、ありがとうございました。

ほかにご意見等はございますでしょうか。

(広岡委員)

今現在で入所待機者というのはどれくらいの人数おられるのか。以前も聞いたことがあるのですが、現在、変化しているのかどうか。その辺の人数的な数字をお聞きしたいと思います。

(障がい福祉課給付係長)

障がい福祉課給付係の星野と申します。いつもお世話になっております。

入所待機者の人数というところで、実人数で今年度 160 名ほどになってきております。平成 27 年度から平成 28 年度にかけて一度 140 名くらいまで人数が減ったところもあったのですが、最近また、ご家族の高齢化などといったところで増えてきている傾向にあるところです。

(広岡委員)

人数的な面を言わせていただければ、強度行動障がい児のほうは実人数的な面でどれくらいおられるのでしょうか。学齢期の人、これから卒業して、先が大変だというような重度のかたの人数的な面もできれば教えてください。

(障がい福祉課給付係長)

まず、強度行動障がいは統一された判定基準がないということをご説明させていただいたうえで、というのは、短期入所には強度の加算はございます。放課後等デイサービスにも加算があります。あとは行動援護の対象者もありますが、それぞれで微妙に判定の基準が異なります。もう一つ新潟市では、らいとはうす事業ということで、緊急時の対応であるとか訪問、受け入れの支援を行う事業を委託で行っておりますが、ここの対象者というのが行動援護であるとかそれぞれの加算であるよりも、少し広く把握できるようにということで設定した基準になります。この基準ですと今現在、18 歳以下のかたというのが 36 名という状況になっているところでございます。

(海老会長)

ありがとうございました。そういった数字が出されているところです。

ほかにご意見、ご質問を頂戴したいところですが、進行が不慣れなところがありまし

て、だいぶ時間が押してしまいました。大変申し訳ございませんでした。それではこれで議事を終了させていただきたいと思えます。円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

進行を事務局にお戻ししますので、よろしく願いいたします。